

日本学生支援機構給付奨学金「高等教育の修学支援新制度」適格認定 学業成績基準

I. 適格認定（学業成績）

適格認定は年に一度、年度末に行う。なお秋学期入学者の場合は春学期末に適格認定を行う。

II. 適格認定

廃止基準

- ・ 修業年限(文・教育・人社=4年、薬=6年)で卒業ができないことが確定した場合
- ・ 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ・ 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと認められる場合
- ・ 2年連続警告を受けた場合

※上記いずれかに該当し、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められない場合給付奨学金の支給が打ち切れ、給付奨学生の資格を失います。

(懲戒による処分、学習の実態が認められないなどの場合には、返還を求められます。)

停止基準

- ・ 2回連続して警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみ給付奨学金の支給が停止されます。(次年度の適格認定で「継続」判定になれば再開)

警告基準（次のいずれかに該当するとき）

- ・ 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ・ GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合
- ・ 出席率が8割以下など、学習意欲が低いと認められる場合

【傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合の取扱い】

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

以上